豊橋中央高等学校 校 長 高倉嘉男

(お知らせ) 就学支援金等補助金の支給方法の変更について

公立高校との授業料格差是正の一環として、国・県による補助金が対象世帯に給付されております。近年は所得制限の緩和、補助額の増額など行われているところです。本校ではこれら補助金について「還付方式」(振込)で支給しておりましたが、これは授業料等を納付していただいたあとの支給になるため、一時的に経済的ご負担をおかけしておりました。つきましては各ご家庭の負担を緩和することを目的とし、豊橋中央高等学校は令和7年度より補助金支給方法を「軽減方式」(授業料からあらかじめ補助金を差し引いて請求)に変更いたします。

具体例:甲ランクの場合(世帯年収 720 万円未満程度) 1回目請求(5月上旬)

4~6 月分 授業料: 37,000 円×3=111,000 円

補助金 (甲): -36,300 円×3=-108,900 円

→差引授業料 2,100 円(甲の場合)

2回目請求(9月上旬)

7~3 月分 授業料:37,000 円×9=333,000 円

補助金 (甲): -36,300 円×9=-326,700 円

→差引授業料 6,300 円(甲の場合)

<参考>R6 年度補助金月額:甲=36,300 円(世帯年収720万円未満程度)、乙=18,200円(同840万円未満程度)、その他=9,900円(同910万円未満程度)

※年収は目安です。実際は住民税の課税状況により判定されます。

※上記以外に PTA・生徒会・教育後援会の諸会費、副教材費などを納入いただきます。

※入学納付金補助金は、従前のとおり還付にて支給をいたします。